

徳島市上下水道局郵便入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、徳島市上下水道局契約規程（昭和42年徳島市水道局管理規程第21号。以下「契約規程」という。）に基づき、徳島市上下水道局（以下「局」という。）が発注する売買、貸借、請負その他の契約に係る指名競争入札の手続き（電子入札案件を除く。）を郵便により行う入札（以下「郵便入札」という。）に関して、契約規程その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(入札の指名等)

第2条 郵便入札を行う場合は、契約規程第1条の規定に基づき準用する徳島市契約規則（平成3年徳島市規則第5号）第5条第2項各号及び第20条第2項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 入札書の送付先
- (2) 入札書の到着期限
- (3) 入札書の提出方法
- (4) 開札の場所及び日時
- (5) 郵便入札の条件に反した入札を無効とする旨
- (6) その他必要と認める事項

2 郵便入札対象である旨を入札参加者に明示するため、入札の指名通知書に記載するものとする。

(入札関係書類の郵送)

第3条 徳島市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、入札参加者に対し、入札書及び局が指定する入札書郵送用指定封筒（以下「指定封筒」という。）を指名通知の際にあわせて郵送するものとする。

(入札書等の郵送)

第4条 前条の入札に関する書類の送付を受けた者は、入札書に所要事項を記載のうえ、入札者の記名押印（押印は、あらかじめ使用印として局に届け出た印判に限る。）をし、必要事項を記載した指定封筒に封入して、日本郵便株式会社徳島中央郵便局留の「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかの方法により、入札書到着期限までに到着するよう郵送しなければならない。

2 入札書の郵送開始日は、原則として到着期限の10日前の日とする。

3 郵便入札に係る費用については、入札参加者の負担とする。

4 郵送した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

(入札の辞退)

第5条 原則として、入札書郵送後の入札辞退は認めない。

(開札)

第6条 管理者は、入札者又はその代理人（以下「入札者等」という。ただし、代理人の場合は、委任状を提出した者に限る。）の立会いの上で、開札を行うものとする。この場合において、

入札者等が立会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。
(くじによる落札者の決定)

第7条 前条の開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじの方法については別に定めるものとする。
(再入札)

第8条 入札の結果、落札者がいなかったときは、再度の入札を実施することとし、応札者に対して再度の入札実施の連絡をし、1回目の最低応札金額、入札書提出期限及び入札日時を記載したものを入札書郵送用指定封筒とあわせて郵送する。再入札の結果、落札者がいなかったときは入札の打ち切り又は予定価格との差を勘案し随意契約とする場合がある。
(入札の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 第3条に規定する指定封筒以外の封筒で入札書を郵送した場合
 - (2) 第4条第1項に規定する方法以外で入札書を提出した入札
 - (3) 指定封筒に件名又は差出人名が記載されていない入札
 - (4) 指定封筒記載の件名又は差出人名と同封された入札書の件名又は入札者名が相違する入札
 - (5) 入札書が到着期限を過ぎて到着した入札
- (落札者への通知)

第10条 落札者への通知は、開札に立会いをしている場合は口頭で、いない場合は電話連絡等により行うものとする。
(入札の延期、停止又は中止)

第11条 管理者は、郵便入札において、事故が発生した場合又は不正な行為等により必要があると認められるときは、入札の延期、停止又は中止をすることができる。

附 則

この要領は、令和2年4月10日から施行する。